

# 幼稚園教育要領の領域「環境」の捉え方の変遷

大坪 祥子

## The historical change of understanding “environment” on the course of study for kindergarten

Shoko OTSUBO

要約：平成 29 年度告示で幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の 3 つの指針・要領が平成 29 年 3 月 31 日、厚生労働省・文部科学省・内閣府から告示された。この 3 つの指針・要領とも、平成 30 年 4 月 1 日より実施される。

幼稚園教育要領が前身の「保育要領」から昭和 31 年に制定され、時代と共にどのような内容に変わってきたのかについて述べている。また領域「環境」に着目し、制定当初、6 領域の「社会」、「自然」といった領域であったものが変わりながらも、次の改訂へと受け継がれる思いに着目し、現在の領域「環境」となったのか、そして、今回の新たに告示となった幼稚園教育要領でめざす子どもの姿と領域「環境」とのつながりを述べた。

キーワード：幼稚園教育要領、領域「環境」

### 1. はじめに

今日における保育現場の役割は大きく 2 つである。子どもの健やかな成長を願い、保育をすること、そして、子育て中の保護者の支援をすることである。近年、特に少子化や子どもを取り巻く環境の変化によって、子ども自身の経験不足が危惧されている。また保護者も核家族化、子育て環境の変化等による子育てへの不安が増加傾向にあり、そのような子どもへの対応、保護者の支援を保育の専門性を活かして行うことが求められている。

保育現場においてその保育内容の基準となっているものが幼稚園教育要領であり、保育所保育指針であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領である。乳幼児期にふさわしい生活の中で、どのようにそれを展開し、どのような資質・能力を育てていくのか、公の性質を持つこれらのものが示されることで、全国的に教育水準を確保する役割も担っている。平成 29 年度告示で幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の 3 つの指針・要領が平成 29 年 3 月 31 日、厚生労働省・文部科学省・内閣府から同時に告示となった。この 3 つの指針・要領とも、平成 30 年 4 月 1 日より実施される。

そこで今回は、幼稚園教育要領に着目し、今回の改訂に至るまでの改訂の歴史をさぐり、どのような流れのもと今日に至っているのかを考えていく。その際、領域「環境」を視点として考えていくこととする。

## 2. 幼稚園教育要領改訂の経緯

昭和 23 年「保育要領」が刊行された。倉橋惣三が作成した「保育要領」は幼稚園だけではなく、保育者や家庭における保育の手引書を目指して刊行された。昭和 31 年に作成された「幼稚園教育要領」は実質的にはその前身である昭和 23 年の「保育要領」が改訂されたものであるが、昭和 31 年の「幼稚園教育要領」は専ら幼稚園教育課程のために基準を示すものとして編集されていった。

その後、昭和 39 年、平成元年、平成 10 年、平成 20 年、そして今回の平成 29 年と 5 回の改訂が行われている。昭和 39 年の幼稚園教育要領の改訂に際し、学校教育法施行規則第 76 条が改正され、従来の「幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領の基準による」との規定から、「幼稚園の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする」との規定に改められた。これにより、昭和 39 年の改訂幼稚園教育要領を含め、それ以降の幼稚園教育要領は、小学校・中学校・高等学校と同様に、文部省告示として公示することとされ、教育課程の基準としての性格が明確化された。

### ○ 昭和 23 年「保育要領」（文部省刊行）（手引書的性格の試案）<sup>1)</sup>

- ① 幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引として刊行
- ② 幼児期の発達の特質、生活指導、生活環境等について解説
- ③ 保育内容を「楽しい幼児の経験」として、12 項目に分けて示す
- ④ 幼稚園と家庭との連携の在り方について解説

### ○ 昭和 31 年「幼稚園教育要領」（文部省編集）<sup>1)</sup>

昭和 31 年には、教育課程の基準としてより大綱化を図る等の観点から、「保育要領」の全面改訂を行った。

＜昭和 31 年幼稚園教育要領＞

- ① 幼稚園の教育課程の基準としての性格を踏まえた改善
- ② 学校教育法に掲げる目的・目標に従って、教育内容を「望ましい経験」として示す
- ③ 「望ましい経験」を 6 つの「領域」に分類整理し、指導計画の作成を容易にするとともに各領域に示す内容を総合的に経験させることとして小学校以上における教科との違いを明示
- ④ 保育内容を領域によって系統的に示すことにより、小学校との一貫性について配慮
- ⑤ 幼稚園教育における指導上の留意点の明示

### ○ 昭和 39 年改訂（文部省告示 以降同じ）<sup>1)</sup>

昭和 39 年には、それまでの実施の経験に即し、幼稚園教育の課程の基準として確立し、幼稚園教育の独自性について一層明確化し、教育課程の構成についての基本的な考え方を明示するなどの観点から全面改訂を行った。

＜昭和 39 年幼稚園教育要領＞

- ① 教育内容を精選し、幼稚園修了までに達成することが「望ましいねらい」として明示
- ② 6つの領域にとらわれない総合的な経験や活動によって「ねらい」が達成されるものであることを示し、幼稚園教育の基本的な考え方及び教育課程の編成の方針を明確化
- ③ 「指導および指導計画作成上の留意事項」を示し、幼稚園教育の独自性を一層明確化

○ 平成元年改訂 <sup>1)</sup>

平成元年には、

- (1) 幼稚園教育の基本を明確に示すことにより、幼稚園教育に対する共通理解が得られるようにすること
  - (2) 社会変化に適切に対応できるように重視すべき事項を明らかにして、それが幼稚園教育の全体を通して十分に達成できるようにすること
- という2つの観点から全面改訂を行った。

＜平成元年幼稚園教育要領＞

- ① 「幼稚園教育は環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示
- ② ねらいや内容を幼児の発達の側面からまとめて、5つの領域を編成（5領域：健康・人間関係・環境・言葉・表現）
- ③ 幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう「ねらい」と「内容」の関係を明確化
- ④ 年間教育日数を最低39週とするとともに、1日4時間を標準とする教育時間を地域の実情などに応じて弾力的に対応できるよう表記を改正

○ 平成10年改訂 <sup>1)</sup>

平成10年には、教育課程現行の幼稚園教育要領の基本的考え方を引き続き維持するが、教師が計画的に環境を構成すべきことや幼児の活動の場面に応じて、様々な役割を果たすべきことを明確化すること、領域構成については、現行の5領域を維持し、教育課程審議会答申で示された5つの改善事項を関係する各領域のねらい、内容等にすべて示すこと、小学校との連携、幼稚園運営の弾力化について明示するなどの観点から全面改訂を行った。

＜平成10年幼稚園教育要領＞

- ① 教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割をはたすことを明示
- ② 教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえることを明示
- ③ 各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、その名称を「内容の取扱い」に変更
- ④ 指導計画作成上の留意事項に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示

## ○ 平成 20 年改訂 (執筆者本人及び<sup>2)</sup>)

平成 20 年の改訂では従前と変わらない部分も多くあり、現行の 5 領域を維持している。発達の連続性では幼稚園生活により義務教育およびその後の教育の基礎が培われることを明確にし、長期的な見通しを持ちながら保育をすること、また生活の連続性では家庭と連携・協力しながら子ども理解を深めていくこと、子育て支援においては園に通う子どもの保護者に対しての支援、預かり保育等では保護者の仕事と子育ての両立支援をすると共に、預かり保育そのものの充実についても述べられている。さらに、地域の幼児教育センターとしての役割も果たしていくこととなった。保護者を取り巻く状況の変化にも保育の専門性をもって対応することが求められ、ますます保育現場の果たす役割が大きく深くなった。

＜平成 20 年幼稚園教育要領＞

- ① 発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実
- ② 幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼児期の教育の充実
- ③ 子育て支援と預かり保育の充実

このように、おおよそ 10 年ごとに、それぞれの時代の子どもの状況、子どもを取り巻く様々な状況（家庭環境、保護者の状況、地域の状況等）を鑑み、その時代の社会のニーズに応えるため改訂がなされ、一層の充実を図ってきたのである。

### 3. 領域「環境」の変遷

昭和 31 年「保育要領」を改訂して文部省によって幼稚園教育要領が刊行された。これが制定された時、初めて「領域」という言葉が使われ、教育内容の領域の区分は、「健康」、「社会」、「自然」、「言語」、「音楽リズム」、「絵画製作」の 6 領域であった。昭和 39 年の幼稚園教育要領まで同じく 6 領域であったが、平成元年の改訂で「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の 5 領域となり、現在に至る。6 領域から 5 領域に変更された理由として「6 領域は小学校教育での教科に準じている、紛らわしい」との誤解や批判に対応する新たな視点からの組み立てであった<sup>2)</sup>。領域「社会」・「自然」は主に領域「環境」に、領域「音楽リズム」・「絵画製作」は主に領域「表現」に、そして 5 つ全ての領域にかかわるものとして領域「人間関係」となったと考えられる。

昭和 39 年の幼稚園教育要領の領域「社会」では 3 つの柱が示されている。<sup>3)</sup>

1. 個人生活における望ましい習慣や態度を身につける。
2. 社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。
3. 身近な社会の事象に興味や関心をもつ。

このうち 3 の内容として以下のものが記載されており、現在の領域「環境」とのかかわりが見える。

- (1) 幼稚園や家庭ではみんなが助け合っていることを知り、親しみをもつ。
- (2) 幼稚園、家庭、近隣などには自分たちのために働いている人がいることを知り、親しみをもつ。

- (3) 自分たちの生活と特に関係の深いいろいろな公共施設や交通機関などに興味や関心をもつ。
- (4) いろいろな人が、いろいろな場所で働いて、人々のために物をつくっていることに気づく。
- (5) 身近な世の中のできごとに興味や関心をもつ。
- (6) 幼稚園の行事に喜んで参加する。
- (7) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

このことについては「指導に当たっての留意事項」で、幼児と関係の深い人々に対しての親しみや感謝の念、幼児の生活に関係の深い公共施設、交通機関など幼児の生活から逸脱せず、子どもにとって「身近な」ものとの関わりから気づいたり、感じたり、興味が広がっていったりするよう示されている。「身近な」ものやこと、人とのかかわりを通して、直接経験することが子どもの育ちにとって重要であるという考えが、この当時から今日に至るまで引き継がれている。

同様に、領域「自然」では4つの柱と内容が示されている。<sup>3)</sup>

1. 身近な動植物を愛護し、自然に親しむ。
  - (1) 身近な動植物に愛情をもち、それらをいたわったり、たいせつにしたりする。
  - (2) 動植物を飼育栽培することを喜ぶ。
  - (3) 喜んで屋外の自然に接したり、いろいろな自然の事物を利用して遊ぶ。
  - (4) 山川、気象、天体などの自然の事象におどろきや親しみを感じ、その美しさや大きさに気づく。
2. 身近な自然の事象などに興味や関心をもち、自分で見たり考えたり扱ったりしようとする。
  - (1) 身近な動植物の性質や成長などに興味や関心をもつ。
  - (2) 自然の事象に疑問をいだき、注意して見たりためしたりして、自分で考えようとする。
  - (3) 季節によって、自然に著しい変化があることや、人間や動植物の生活に変化があることに気づく。
  - (4) おもちゃなどを作って遊ぶときなどに、その使い方をくふうする。
  - (5) 身近にある遊具や用具を使うときに、その使い方をくふうする。
  - (6) 日常生活を通して、物の性質の違いや、電気、熱、光、音などの事象に興味や関心をもつ。
3. 日常生活に適応するために必要な簡単な技能を身につける。
  - (1) 日常生活に必要な用具を使うことができる。
  - (2) 日常生活における身近な機械を操作することができる。
  - (3) 機械や用具を正しく扱い、危険を防ぐことができる。
4. 数量や図形などについて興味や関心をもつようになる。
  - (1) 具体的な事物によって、量の大小を比べる。
  - (2) いくつかのものを分けたり寄せ集めたり、これらを整理したりする。
  - (3) 日常生活の中で具体的な事物を簡単な数の範囲で数えたり、順番を言ったりする。
  - (4) 長い短い、広い狭い、または速いおそいなどに興味や関心をもつ。
  - (5) 物の形について興味や関心をもち、丸や四角などの特徴に気づく。

(6) 前後、左右、遠近などの位置関係について興味や関心をもつ。

(7) 日常生活を通して時刻について興味や関心をもつ。

1 については、身近な自然へかかわる中で、例えば幼稚園で草花を育てたり、動物の世話をしたり、手伝ったり、自分でやってみたりしながら親しみを感じたり、感動したりなどそういった気持ちが芽生えることを目指している。それは現行の「(5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気づき、いたわったり、大切にしたりする。」や「(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気づく。」とつながる。

また 2 については自然を体験する中で興味や関心をもち、さらには「くふう」し、子ども達自身がよく考えることを目指している。現在も子どもが「なぜ」「どうして」と思わず関わりたくなる魅力的な環境を保障することが求められており、現行の「(8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。」や「(2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。」、「(3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気づく。」、「(4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。」とつながる。

3 については、幼児の年齢や発達の程度に応じて、日常生活の中で必要な機械や用具などを、適切かつ安全に操作できるようにしている。現行のものにこれに変わる記載はないが、「(2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。」など、様々な物に触れる中で、自分にとって必要なものを遊びの中で繰り返し扱いながら、徐々に操作できるようになっていくとともに、安全な操作についても身につけるようにとの思いが含まれているのではないかと考えられる。

4 についての指導に当たって「(前略) いたずらに数詞を多く覚えさせたり、多くのものを数えさせたりするようなことは望ましくないこと。」とあり<sup>3)</sup>、文字や数等の指導が小学校教育の先取りにならないための留意事項が記載されている。幼児期にふさわしい形での文字、数量、図形等への興味や関心となるように制定当初から幼児期の教育が小学校以上とは異なることを示している。

#### 4. これからの幼稚園教育要領 領域「環境」で目指すこと

平成 29 年度告示の幼稚園教育要領では、幼稚園教育において育みたい資質・能力は、① 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」、② 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」、③ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」であるとし<sup>4)</sup>、これを一体的に育むよう努めるとしている。そのためには、第 2 章に示すねらい及び内容を各園の子どもの状況や家庭の状況、保育方針や目標、園の環境など様々な事情を踏まえて、具体的な内容として指導計画に反映させ、実践していく。そうすることがおのずと幼稚園教育要領で述べられている「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」((1) 健康な心と体、(2) 自立心、(3) 協同性、(4) 道徳性・規範意識の芽生え、(5) 社会生活との関わり、(6) 思考力の芽生え、(7) 自然との関わり・生命尊重、(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、(9) 言葉による伝え合い、(10) 豊かな感性と表現) に向かって成長していくことにつながるようになっており、またそうなるように確認しながら保育を進めなければならない。

上記のことからもいえるように、これまでも「保育は総合的に行うもの」であり、領域はそれを見ていく視点であるといわれていたが、今回の改訂においても、5歳児後半の子どもの姿を示すことで、幼稚園教育要領に則って保育を実践していったら、5歳児後半頃にはこのような子どもの姿になる（目指している）といったイメージを持つことができるものになっている。そういった意味では、今回の改訂で、保育が総合的に行うものであることを強調しているといえる。

さらに、この「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」は幼保小の円滑な接続にもかかわる。なぜなら、これまで領域ごとの目指す姿や目標は明確であったが、それを総合的に、具体的な姿として示したものはなかった。今回これを明示したことで、小学校の教員とその成果と課題を共有していくことが可能となる。5歳児後半と小1クラスの前半をつなぐにあたって、これまで以上に具体的なイメージを持つことを可能にしたといえる。

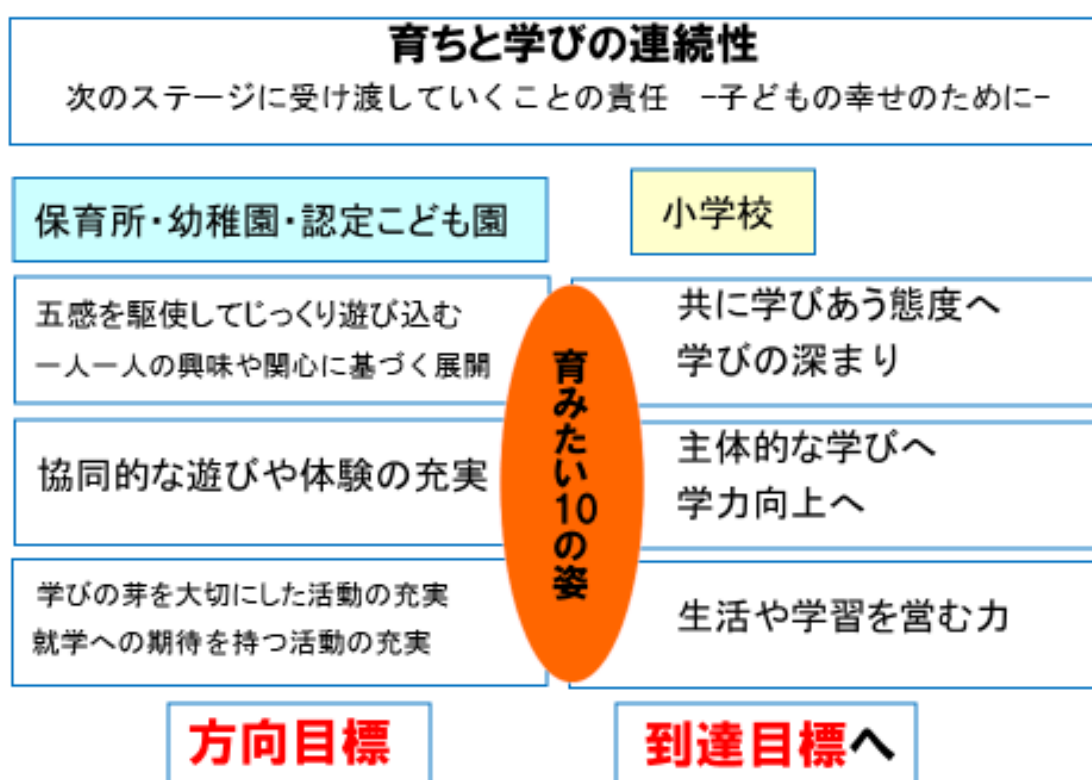


図1 育ちと学びの連続性 5)

このように「家庭から初めて幼稚園に入園し、集団生活を経験し、卒園する、終了」というようにその一定期間の中での完結に留まらず、子ども一人一人の人生という長期間の見通しの中で、乳幼児から学童期へつなぐことが意識されている。どのように小学校につないでいくかといった発達の連続性を考えながら、その子どもの育ちがこれからもずっと続いていくことを意識して、子どもの育ちを見守ることが大事であるとしている。

領域「環境」は今回の「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」の(5) 社会生活との関わりや(7) 自然との関わり・生命尊重、(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚との関連が深いと考えられる。

「社会生活との関わり」では自分の生活の中で繰り返し出会う様々な人と触れ合う中で、親しみを持ち、人との関わり方や人とかかわる楽しさ、人の役に立つ嬉しさなどを感じ、自分の住む

地域に親しみをもつ。また園内外のさまざまな環境に関わる中で、遊びや自分達の生活に関係の深い情報や施設などに興味・関心をもつなど、領域「環境」とのつながりがみられる。

「自然との関わり・生命尊重」では、子どもにとって好奇心や探究心を高めてくれる自然との関わりが記載されている。季節によっていろいろな姿を見せる自然について、子ども達はその変化に気づいたり、自然そのものを利用して遊んだり、生活の中に取り入れたりする。その中で「これってなんだろう」、「なぜこうなっているのだろう」、「どうしたらこうなるかな」といった疑問をもつ。このように動植物や土、砂、風、水など様々なものを子どもが直接体験することによって、心地よさを感じたり、好奇心や思考力が高まったり、そのことを誰かに伝えたくなる領域「言葉」や「表現」につながる経験となる。また、生命あるものとのかかわりの中で、自分がお世話した植物が芽を出し、花を咲かせたり、実をつけたりすることもあれば、世話をしないと死んでしまったり、枯れてしまったりすることもあることに体験を通して気付いていく。時間を掛けてかかわった程、そのものへの親しみや感動も大きくなる。子どもの様々な表現、思考を生み出すベースがここにあり、そのような体験を子ども達がしていけるように、子ども達にとって魅力のある様々な環境を保障していくことが大事となる。この項目は領域「環境」の中心となるものといってもよい。

「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」では、これまでも領域「環境」や「言葉」の中で取り扱われていたものである。日常生活の中にある文字やマーク、記号など毎日通う保育室や園内だけでも環境の一部としてそれが存在する。毎日生活する中で、その文字やマークに意味があることを知り、興味がわいてくる。読み方を知ったり、自分で書いてみたくなったり、自分の生活に取り入れるようになる。日常生活の中で競争をしたり、製作の材料をもらったりなど数を数える場面もあれば、大きい小さい、多い少ないなどそういったことを感じる感覚が備わっていったりする。子どもの場合は実際にそのものがそこにあり、視覚的にそれが分かる、気づくという感覚である。日常生活の中で子ども自身の必要感に基づく体験を大事にしながら、数量や文字などへの関心が高まったり、感覚が養われたりする。このように領域「環境」とのつながりが見られる。

平成 29 年度告示の幼稚園教育要領の領域「環境」においては内容の項目として新たに「(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。」が加わった。それは内容の取り扱い(4)に「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」と記載されている。昔から伝え継がれている日本の伝統は決して古いものではなく、そのよさやおもしろさなど、それぞれの季節ごとの行事や活動の中で子ども達が触れたり、体験できたりすることで親しめるように、また国際社会の現在、日常生活の中で様々な外国の文化や人に出会う、触れ合う、関わる体験をしていき、日本の文化に親しむことと同様に異なる文化にも興味を持ったり親しんだりできるようにすることが大事である。

内容(8)で20年告示では「身近な物や遊具に興味をもってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。」となっていたが、今回「身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。」となった。これはこれまで以上に具体的な記述となっており、具体的にどういうふうに子ども達が考え、試したり工夫をして遊ぶかが問われており、その子ども達に対して保育者がどのような働きかけをしていけばいいのか、そのヒントが潜んでいるような記載となっている。



内容の取り扱い(1)で20年告示では「(前略)自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。」となっていたが、今回「(前略)自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。」となった。よりよいものにしようとする気持ちがもてるためには、より深く対象に向き合い、考えることになるため、子どもがそのように育っていくためには、これまで以上に子どもの様子を看取り、理解する保育者の力が必要となる。

## 5. さいごに

日本の保育の原点は、さかのぼると倉橋惣三の『幼稚園保育法真諦』(昭和9年7月)(東洋図書)(のちに昭和28年『幼稚園真諦』と改題されて復刊)に行きつく。倉橋はこの中で幼児期は何よりも対象である幼児の特性を重視し、対象本位に行われなければならない。したがって、保育は幼児の生活をそのままに、そこから離れないようにして展開されていくようではなければならない。つまり幼児のさながらの生活を重視するのであるが、これは打ち切り放しということではなく、幼児の生活それ自身に「自己充実」の力があることを信頼して、それをできるだけ発揮させていくことを保育法の第一段におくということである。それは適当な設備(いわゆる環境構成)が必要であり、また幼児の生活において、自由が十分に許容されているものでなければならないと述べている。その時代時代の状況の中で、子どもの置かれている環境は変わるため、その時の子どもに沿った変更は必要である。しかし、この時期の子ども達には保育者が一方的に教えたり、論したり、訓練したりすれば身についたり育ったりするものではなく、環境の中に保育者の思いや願いを込め、その環境に子ども自らがかわることによって、一人一人の成長が促されることはどの時代になっても変わらない保育の考え方である。安心して安全な環境の下、保育者に見守られている中、子ども達はそれぞれの発達に合った興味関心から様々な体験を積み重ねていく。どのようなもの(こと)をどのようなタイミングで経験するのか、また場や配置をどうするか、他にも時間や場を保障していくことなど、こういったことがこれからも変わらず保育者の役割となっていく。

最後に幼稚園教育要領制定時の内容からの変遷を知ることで、現在に残された文言だけではなく、消えている言葉に込められた思いが現行のものへ含まれていることに気づく。歴史の分だけ重く、そして深く読み解き、実際の保育にその思いが生かされていかなければならない。

## 参考文献・引用文献

- 1) 幼稚園教育要領改訂の経緯及び概要資料 22, 文部科学省,  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/026/siryo/07072701/007.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/026/siryo/07072701/007.htm)
- 2) 『幼稚園教育要領・保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷』,  
民秋言他,萌文書林,2017.
- 3) 幼稚園教育要領(昭和39年告示) p 6-10, 文部省, フレーベル館.
- 4) 幼稚園教育要領(平成29年告示文部科学省) p 5-8, 文部科学省, フレーベル館.
- 5) 『保育通信』第5回保育の真髄、その在処を求めて p 8, 公益社団法人全国私立保育園連盟,  
2017.10.
- 6) 「幼稚園教育要領」(1956年)作成の政策的背景とその特質, 大岡ヨト, 早稲田教育評論第26  
巻第1号.